174-衆-総務委員会-12号 平成22年4月13日
大西孝典議員、橘慶一郎議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○大西（孝）委員　次に近々廃止されるとされている独立行政法人について質問させていただきたいと思います。
　雇用・能力開発機構という独法がございます。これは、御承知のように、特に離職者を対象として仕事につきやすいように職業訓練あるいは能力開発をするということを今仕事にされておるわけです。
　私も奈良県にありますポリテクセンターへ見学に行ってまいりました。奈良県には、県の職業訓練校もありますし、このポリテクセンターもございます。どういうすみ分けをしているかというと、県の職業訓練校というのは学卒者を対象とし、雇用・能力開発機構の方は離職者を対象とするというふうなすみ分けをされておるようでございます。
　この能開機構が廃止をされるということで、今国会中にも法律案が提出されるというふうにお聞きしております。そしてまた、その廃止された後、どういうことになるかというと、法案の草案を見せていただいたのですけれども、ほかの独立行政法人と都道府県にその事業が引き継がれるというふうに聞いております。
　ただ、私が気になりましたのは、この法律草案の中に、現在の能開機構におけるいわゆる労働契約が引き継がれない、そういう文案が明記をされておるわけでございます。この労働契約が引き継がれないということは、先ほど申し上げた、去年十二月二十五日の閣議決定された独法の抜本的な見直しについてにある「独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。」ということが反映されていないように私は思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。
○山井大臣政務官　大西委員にお答え申し上げます。
　まず、組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や採用方式などさまざまな方式がありますが、今般は御指摘のように包括承継ではなく採用方式をとるのは、この能開機構については、御存じのように、私のしごと館等、施設の設置、運営のあり方等について厳しく問題を指摘されてきたことから、今回は、この法人を廃止し、抜本的に組織を見直すことにしたため、職員の雇用契約についても一たん整理する採用方式をとることとしました。
　しかし、閣議決定にありますように、雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしております。具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年十二月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えております。
○大西（孝）委員　特に奈良のような田舎においては、こういう職業訓練をするというところは民間ではほとんどないのですね。ですから、本当に雇用問題のセーフティーネットになっておりますし、また、そこで仕事をされている方々も非常にまじめに取り組んでおられます。そういう方々が、今現在、精神的にも非常に宙ぶらりんな事態になっておるということを非常に私は心配しておりまして、審議会で法案の原案をつくられたようですけれども、その中に労働者側の代表の方もいらっしゃったみたいですけれども、この法案の再考も含めて、雇用・能力開発機構の職員の方々が、自身の雇用を脅かされるというふうなことがないようにぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。
　次に、今回の法律とは関係はないのですけれども、公益法人の問題ということで、宝くじの関係をちょっと取り上げさせていただきたいと思います。
　私自身、ずっとここ何年か疑問に思っておったのですけれども、四月四日の朝刊に記事が出ましたが、宝くじ関連六公益法人、歴代トップ全員天下り、総務省から四十三人、次官ら指定席という記事が載っておりました。私自身は、この天下り問題について、この団体の天下りについてそれほど関心は持っていなかったのですけれども、新聞を見て六法人もあるのかということでびっくりしたような次第であります。
　この宝くじ関係の六公益法人というのは、一体宝くじとどういう関係があって、どんな業務をしているのか、お尋ねをしたいと思います。
○久保政府参考人　まず、地方財政法第三十二条の規定に基づきまして、宝くじの発売主体は都道府県と政令市

ということになっておりまして、宝くじの収益を自主財源として、各発売団体が自由にその使途を決めるということになっております。また、これらの発売団体が、地方自治法第二百五十二条の二に基づきまして、法定の協議会を設置いたしまして、宝くじの発売計画など、宝くじの発売に関する事務を共同処理しているということになってございます。

それで、御指摘のございました六法人でございますが、いずれも地方六団体あるいは地方公共団体の関係者などによって設立をされました、地方公共団体の共同組織として位置づけられるものでございますが、これらのうち、御指摘のありました日本宝くじ協会と自治総合センターにつきましては、当せん金付証票法第十三条の二というのがございまして、これは宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めることをしなきゃいけないという規定でございますけれども、この規定の目的のために、先ほど申し上げました都道府県、政令市から成ります協議会の承認のもとに、各種の普及宣伝事業を行っております。

それから、市町村振興宝くじというのがございますけれども、この収益金につきましては、各都道府県は、その全額を、各都道府県に設置をされています、政令市以外の一般の市町村を構成員といたします市町村振興協会に交付をするということになっております。

そして、お尋ねの全国市町村振興協会でございますけれども、これは全国的な視野に立った市町村の共同事業などを実施するということで、先ほど言いました各都道府県にございます市町村振興協会からの納付を受けて、各県の市町村振興協会への資金貸し付けでありますとか、電子納税システム、あるいは住基カードの利用促進などの事業を実施しております。

その他、御指摘のございました自治体国際化協会、自治体衛星通信機構及び地域創造でございますけれども、これらはそれぞれ地域の国際化や情報化といった全国共同で行うような事業を行っております。その設立に際しましては、宝くじの発売団体の協議によって、宝くじの収益金の一部を負担金の財源に充てるということを申し合わせているものと承知しております。

〇大西（孝）委員　一度聞くだけではなかなかわからない、そういう事業をされておるようですけれども、宝くじ協会に絞って御質問をしたいと思います。

よく町で見かける宝くじ号とか、宝くじを財源としたいろいろな普及活動等をされておるようですけれども、私なんかが今まで見聞きしている中で、自治会館の備品であったり、その地区の神社の子供みこしの修理であったり、そういうようなところに宝くじの財源が使われているんですね。これは地方自治体を経由して申請をするんですけれども、金の出どころは宝くじ協会の財源なんですね。

本来であれば、宝くじの場合は、結局四五・七％が当せん者に戻される、残りの約五四％が地方自治体とかいろいろな経費に使われているんですけれども、この中には、行政とかそういうところがほとんどチェックをすることなく、恣意的にいろいろな使い方がされている事例が結構見られるんですね。これは本当におかしいなということを何度か体験してまいりました。

時間がないのであれですけれども、宝くじ協会がいわゆる普及宣伝の名目でおやりになっている事業費というのは、どの程度お使いになっているんですか。

〇渡辺副大臣　印刷・宣伝費ということで六百七十八億円。また、西田敏行さんが出てきて、宝くじを買いましょうというコマーシャルと違って、普及宣伝費が二百八十一億円あります。普及宣伝というのは何かといいますと、宝くじはこんなに世の中に役に立っていますから、皆さん、もっと買いましょうというためなんですね。お話があったように、宝くじ協会の名前であちこちにいろいろ使われているわけです。

実は、この六つある団体のうち、三つほど私は行きました。ほかの団体に行っても、民間からの助成金という形で、市町村振興協会というところに県の売り上げの一部が納められまして、それが別の公益法人に行って、その助成金を使ってまたほかのことを……。結果的に、また地方の自治体に還流されるというか、助成されるんですね。つまり、そんなことをしないで、そもそも自治体の自主財源にしてあげたらいいじゃないかというふうに思うわけですが、公益法人を渡り歩いて、結局また戻ってくる。先ほど大臣がおっしゃったような、一回国に召し上げられて、結局また地方に戻ってくると。たくさんの無駄がある。

まさに宝くじもそういう仕組みになっていますので、ここを見直してもっと当たりくじをふやしたらいいです

ね。宝くじの普及宣伝をするぐらいだったら、当たりくじをあと百本ふやした方がもっと皆さん買うわけでありまして、これは大臣とも相談して、こういう宝くじの仕組みについても抜本的に見直すように、地方自治体の皆さんとも話し合って、ぜひあり方を考えていきたいなというふうに考えております。

○大西（孝）委員　ありがとうございました。

最後になりますけれども、本当に今副大臣がおっしゃったように、テラ銭を減らすということもあると思います。それと、いわゆる総務省出身の方とか、あるいは総務省に関係している方々が、恣意的に、使い勝手のいい、別の財布のような公金の使い方は絶対排除しなければいけないと私は思っております。

○近藤委員長　次に、橘慶一郎君。

○橘（慶）委員　午前中のしんがりということであります。歌をどこで詠むかということはあるわけですが、きょうは先にやらせていただきます。お昼になったのに皆さんを歌で引っ張っても失礼でしょうから。

きょうは、雨も上がって、ちょっと寒いんですけれども、だんだんお天気もよくなってくる感じであります。巻の一の四十八番、柿本人麻呂でやらせていただきたいと思います。東の野にかぎろいの立つ見えて、返り見すれば月かたぶきぬ。菜の花の季節の歌でございます。

東（ひむがし）の野にかぎろひの立つ見えてかへり見すれば月かたぶきぬ

どうもありがとうございます。（拍手）

それでは、始めさせていただきます。

さきに赤澤議員から幾つか質問をしていただいたので、その重複は避けながら、通告でいいますと一項目めの四点目から入らせていただきたいと思います。

なお、きょうは、各政務官さんに出ていただいていますので、少し行きつ戻りつしながら、できるだけ各省から来られた方々への質問を先に終わらせていきたいと思いますので、総務省の政務官さん方には御無礼するかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

では、一項目めの四点目から始めます。　今度の独法通則法は、閣法、衆法とございまして、衆法の方からでいいますと、評価機関の一元化というようなことで、この評価をどういうふうにやっていくかということについて問題提起があるわけであります。もちろん、ゼロベースでの見直しということではありますが、先ほどの原口大臣のお話ではありませんが、いいこと、取り入れるものは取り入れていけばなおいいものになるんじゃないかな、こんな思いをしております。そこで、この評価なんですけれども、私は皆様方と少し違う観点のお話をするわけですが、今の日本の世の中は、いろいろなことが評価評価ということで、評価のための評価になっている部分もあるんじゃないかと非常に危惧をするわけであります。評価をして実際何をしていくかということが大事な中で、評価にかける労力、コストとそのアウトプットというものをやはりよく見詰めていかなければいけない。

例えば評価委員会のことで申し上げますと、今度また御質問させていただくことになると思いますが、各府省に置かれた評価委員の数を数えますと、実はあっと驚くような人数になっているわけであります。こういったことについては、例えば総務省さんで一つ持てば、三重、四重になっても、多分、後で、いつか御質問したときの数字から見れば何十分の一になる、こういうこともあるわけであります。

そんなことを思いながら、実は大変いい仕事を原口大臣のもとで行政評価局の皆さんはされていまして、このような立派な行政評価年報というものもおつくりになって、既にそれぞれの法人についてきめ細かくいろいろなことが指摘されておるわけであります。これと事業仕分けをどうつないでいくかということについては、枝野大臣がいらっしゃるときにまた御質問させていただくとして、きょうは、この評価のために行政評価局さんとしても大変忙しいのではないか、このために必要な行政コストというものは今どのように認識されているかという質問から始めさせていただきます。お願いします。

○江澤政府参考人　独立行政法人の評価に要しますコストの状況についてのお尋ねということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、委員数でございますけれども、本年四月一日現在、全府省を合わせまして五百八十五人でございます。う

ち総務省の政策評価・独立行政法人委員会は二十七人でございます。また、会議開催実績でございますが、昨年度、平成二十一年度、全府省合わせて二百八十七回、うち総務省の政策評価・独立行政法人委員会は十一回でございます。また、会議関係経費でございますが、二十二年度の予算額、今年度の予算額で申しますと、全府省合わせて一億六千六百万円程度でございます。うち総務省の政策評価・独立行政法人委員会は二千五百万円程度でございます。また、職員の人件費でございますけれども、これは、各府省の場合にはそれを専門に行っている職員というのはなかなか明らかになりませんので、総務省の政策評価・独法委員会の専担職員の人件費を二十二年度の予算額で試算いたしますと、二億三千五百万円程度でございます。三十名でございます。

以上、各府省からの報告を受けまして集計した数値でございます。

○橘（慶）委員　ちょっとびっくりしたわけで、びっくりしたというのは、数字というのもあるんですけれども、これを早速調べていただいて、今度質問しようと思っていたんですが、早速調査をいただいたのはうれしいことであります。

ただ、ここでお互いにみんなで考えていかなきゃいけないのは、五百八十五人の方が二百八十七回としてやっていった方がいいのか、それとも、それは各省である程度いわゆる公務員の方にお任せしておいて、総務省の方で一元化したもので集中的にやっていくか、このあたりは考えてみてもいいんじゃないか。ある意味で、事業仕分けもそういうやり方をされるんじゃないか。そういうやり方でやった方が、積み上げていくよりも、また違った意味でいいということもあって皆さん方はされるんじゃないか、こんな思いをするわけであります。ぜひこのあたりはよくお考えいただいて、衆法というものについてもまたよく吟味いただきたいな、こんなことを思うわけであります。

この先についてはまた御質問させていただくとして、きょうは文科省から高井政務官にお越しいただいております。実は、国立大学法人というのが全部で九十法人ありまして、私はたまたまそのうちの富山大学の評議員を仰せつかったんですが、大体、一つの法人でこれくらいずつ毎年つくるんですよ。それをがっちゃんこして、また文科省さんは多分これくらいのものをつくっておられると思うんです。それは評価は評価でいいんですが、それだけの評価をして本当にどれくらいのことが変わっていくかということです。

先ほどの一億六千万というお金は、国の大きな予算から見れば小さいかもしれない。しかし、先ほど民主党さんの側からも、地方議員の経験をされた議員さんのお話もありましたが、首長経験からいいますと、やはり大きいお金だな、それだけのお金を使って本当に何が変わるのというところがあるわけですね。

そこで、文科省さんには、これは質問主意書で一回お答えいただいているんですが、さすがに少しスリム化しよう、簡素化しようという、その辺の前向きの御答弁をお願いいたします。

○高井大臣政務官　本当に御指摘はごもっともでございまして、国立大学法人もちょっと評価疲れのようなところもございます。それで、独法に即して年度評価と中期目標の期間評価と当然あるんですが、それに加えて、国立大学法人は独法の大学評価・学位授与機構の評価ということで、教育研究の評価とさらにもう一つ評価が加わっているという形で、先生よく御存じのとおりだと思いますが、本当にこの業務が国立大学法人の教職員の負担となっておりまして、評価全体を簡素化すべきだという御意見はたくさんいただいていて、御指摘どおりだと思います。

現在、省内においてもこのあり方に係る検討会というのを行っているところでございまして、各国立大学法人、有識者、国民の皆さんからこうした御意見を踏まえた上で、平成二十二年度以降の業務の実績に関する評価から関係書類の簡素化等所要の見直しを図ってまいりたいと思いますので、また御支援をよろしくお願いいたします。

○橘（慶）委員　確認させていただいてありがとうございました。これで結構でございます。ぜひ実のある評価にしていただければと思っております。

それでは、さらに先へ進みますが、最近、性悪説というのがはやっている感じがありまして、いろいろなことを報告、評価、義務づけになっているわけで、その義務づけ、枠づけも減らしていこうということも含めて、実のあることをどうやってやっていくかということについてはお互い考えていくべきではないかと問題提起をしながら、監事の役割のお話に入ってまいります。

衆法の方で監事の役割を強化されたわけであります。そしてまた、任命を内閣の承認に係らしめられたわけで

あります。この理由について提出者の方にお伺いいたします。
○山口（俊）議員　橘委員さんにお答えをさせていただきます。
今回、私どもの考え方としては、お話しのとおりでございまして、現行法では、独立行政法人の長及び監事は主務大臣が任命というふうになっておりますが、今回の提出法案におきましては、この任命に当たりまして内閣の承認を要するというふうにさせていただきました。
これにつきましては、一部の独立行政法人における不祥事等、これはマスコミもにぎわしましたし、我々も大変問題だというふうに思っておりますが、国民の皆さん方から見て、独立行政法人の公平性とか公正性に対する信頼が著しく損なわれておるというふうな状況を踏まえまして、その任命に際しては、特定の行政分野の責任者の判断だけではなくて、内閣が構成メンバーの合意によって承認を要することとして、内閣全体としての慎重な判断を担保する必要があるだろうというふうなことを考えたわけでございます。
また、今回、監事の役割につきましても、先ほど来質疑にもあったんですけれども、随意契約の適正化を含めた入札、契約状況、あるいは給与水準の状況等を厳格にチェックするというふうなことにしまして、その任期につきましても、現行の個別法では、理事長は四年である一方、監事の任期が二年であるというふうな例が多数ございます。これもおかしいのではないかと。ガバナンス面からしても、会社法等の規定を参考にして、四年を基本というふうなことで改正をさせていただきたいということで提案をさせていただいておるような次第であります。
○橘（慶）委員　ありがとうございます。会社の監査役は四年となっております。おっしゃるとおりだと思います。そこで、監事の人物像ということがやはり大事になってくると思うんですが、先に、四月一日現在百四法人でありますが、監事の設置状況につきまして、配置数、あるいは監事の総数、そのうち外部登用者の数、常勤の数ということを議論の前提として一応お伺いしたいと思います。
○戸塚政府参考人　お答えいたします。
独立行政法人の監事の定数は、各法人の個別法で定められておりますが、百四法人中七法人におきまして三人、残る九十七法人で二人の合計二百十五人となっております。
本年四月一日現在、空席となっているものを除きまして、二百十三人の監事が就任しておりますが、このうち、当該独法の常勤職員であった者及び常勤の国家公務員の退職者を除いた外部登用者の数は百七十三人、常勤の監事の数は九十六人となっております。以上でございます。
○橘（慶）委員　ありがとうございます。
さすがに複数監事制にはなっておるということで、かなり外部登用も進んでおるということで、常勤の方も多いということであります。
今回の衆法で監事の役割が非常に重くされるということで考えておられるわけでありまして、そこの監事というものの期待される人物像について提出者の方にお伺いいたします。
○山口（俊）議員　お答えをいたします。
期待される人物像と言われましても、なかなか一言では難しいと思いますが、橘委員さんのような方がいいんじゃないかなと思いますが。
お話しのとおり、私ども、監査機能の強化というふうなことを考えておりまして、先ほどもお答えをいたしましたが、随意契約の適正化を含めた入札、契約の状況、あるいは給与水準の状況等を厳格にチェックをしてもらいたいというふうなことでありまして、具体的には監事に対して新たに報告の徴収、調査権限を付与するというふうなことにしております。今後は、これまで求められてきた専門的な能力に加えて、こうした権限を適切に行使して、独法の業務の効率的かつ能率的な運営を確保するために力を発揮していただく方が監事となっていただきたいということで期待をいたしております。
また、監事は法人の業務の適正な執行を担保するものであります。公正中立性が求められます。そのために、現行の通則法においては主務大臣が任命をするというふうなことでありますが、先ほども申し上げましたように、今回の法案では、さらに内閣の承認を得るというふうなことにしておりまして、監事の人事につきまして内閣の一元的関与を図っておるわけでございます。
そういった点を考慮しますと、監事につきましては、他の役員の場合とは異なりまして、資格要件は規定はし

ておりませんが、財務状況や決算の状況について法人業務全般の監査をするに足りる識見、能力と業務改善の意欲を有するとともに、公正中立の立場にあることが必要不可欠であろうというふうに考えます。

以上です。

○橘（慶）委員　御答弁どうもありがとうございました。

ガバナンスの仕方をどのようにしていくかという一つの提案を衆法の提出者の方々はされているというふうに思います。もちろん、ゼロベースで見直しと。百四法人がどうなるか、右へ左へ、いろいろあるかもしれません。しかし、独法という形で残るものも恐らく想定されるというのが、きょうのいろいろな質疑のやりとりでもあるところだと思います。であれば、そのガバナンスをどうするかということについては、今すぐに取り組んでもいいのではないかと橘は思うところでございます。

もう一つ、衆法の方では、非特定独立行政法人の役職員の再就職あっせんを規制しておられますが、その規制を導入する趣旨と、あわせて、その中から除かれる基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものについて、想定される考え方について、二点お伺いをいたします。

○西議員　御質問ありがとうございます。

初めに、独法の役職員の再就職あっせんを規制した理由の御質問がございました。

先ほどから始終お話がありますように、独法とファミリー企業との間で今までさまざまな問題がありまして、その早急な信頼回復が必要である、これは共通した認識でございます。

一方で、非特定独立行政法人の役職員は、御存じのように非公務員でありまして、その職業選択の自由を制限するということは慎重な考慮が必要である、こういうふうになっております。しかし、この職業選択の自由と公共の福祉の二つの調整を行った上で非特定独法の役職員の再就職に規制を講ずるということは大変必要なことだ、また、許されるものである、私どもはこう思っております。

法人の業務の公正を確保するためには、ファミリー企業等への再就職あっせんについては、当該あっせんに不正行為が伴う場合であろうとなかろうと罰則をもって禁止をする、こういう必要があると考えることから、今回はあえて罰則の担保も導入することといたしました。もう一つは、その中で「基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるもの」、こういうふうにしておりまして、あっせん規制の例外ということにいたしております。

基礎的な研究開発、福祉の分野は、政府の施策として着実な実施が必要であり、高い能力を求められる人材でございます。その反面におきまして、当該業務に従事する者にとっては、必ずしも民間の営利の分野における円滑な再就職はなかなか容易ではないことでございまして、結果的に、人材交流、再就職に政府として特段の配慮を行わなければ人材の新陳代謝が円滑に行われない分野だと思っております。

なお、基礎的な研究開発、福祉に関する業務、こういうふうに申し上げておりますが、これは一つの例示でございまして、今後、具体的な内容につきましては政令等で適切に規定されることになっていることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○橘（慶）委員　西議員、どうもありがとうございました。

それで、質問は続いていくんですが、多分もう一回はできると思いますので、少し飛ばしまして、まとめ的なことはまた今度させていただくとして、閣議決定のいわゆる凍結の問題であります。

姿勢として凍結という姿勢もわからないではないですが、やはり物事は積み重ねというところもあって、本当はすべてがだめということもないわけで、多分、ゼロベースだから、いいものも悪いものもわからないけれども一たんゼロベースだ、こういう趣旨だとは思うんです。しかし、中には割と具体的に、閣議決定の中でこのようにしたらということで進められていたものもあったかと思います。

通告の十三点目のところだけきょうは質問させてください。

さきに予定されておりました独法日本万国博覧会記念機構の廃止、これは大阪府との協議もあったわけですが、二十二年度までとされておりました。それから、独法日本貿易保険の特殊会社化ということが決まっておりました。それから、独法海上災害防止センターの指定法人化ということ。それぞれ閣議決定が十九年にあったわけで

すが、これがすべて凍結になっております。どのように扱われる予定であるか、お伺いいたします。
○大島副大臣　橘委員にお答えをいたします。
　独立行政法人については、新たな政権のもとで改めて抜本的な見直しを行うこととしたため、独立行政法人整理合理化計画に定められた御指摘の内容につきましても、その一環として見直すこととし、当面凍結することといたしました。
　この四月から始まる事業仕分けにおいては、独立行政法人について、国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業者等のいずれが事業を実施する主体として適当かといったことについて検証を行うこととしております。さらに、その評価結果等を踏まえて個別の法人のあり方を検討するとともに、制度を抜本的に見直すこととしております。
　御指摘の法人の扱いについては、こういった検討を経まして決定されることになると考えております。
○橘（慶）委員　私はいささか疑問に思うわけでありまして、そうすると時計の針をとめているだけのことになってしまうのではないかという心配をいたします。もし結論が一緒になるというようなことであればそのまま進めればよろしいし、今、独法の話題がいろいろ出ておりますが、そのいろいろな問題の中でそんなに大きいウエートを占めるものでもないような気もいたします。
　本当は、動かす時計は動かしていった方がいいんじゃないかな、そんな気もいたしますが、残りを含めてまたもう一度総括させていただくとして、今度は内閣提出法案の財産の整理という部分について、階政務官が中心になると思いますが、御質問させていただきます。
　閣法の第八条第三項、「その保有する重要な財産であって主務省令で定めるもの」が処分対象財産になるわけですが、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。
○階大臣政務官　重要な財産というものが何を指すかということでございますけれども、今私どもで検討しておりますのは、極めて少額の財産を除いては、すべて幅広く重要な財産に当たるということで検討しております。
○橘（慶）委員　ありがとうございます。そして、先ほどこの不要財産のうち預金あるいは有価証券についての処分方針も示していただいて、それは非常に評価できる内容だったと思うわけです。
　三点目ですけれども、第三十条第二項におきましては、財産処分について、各法人ごとに三年から五年の中期計画に書き込んで取り組むということにされているわけであります。
　そこで、平成二十二年度予算では、独法住宅金融支援機構の二十一年度予算の補正の関係のやりとりを除きますと、四千三百四十八億円の歳入ということを予定されておる、こういうことで理解をしておりますが、この中期計画を進めていく上でどの程度の金額を現在見込んでおられるのか、お答えをお願いいたします。
○階大臣政務官　具体的な金額はこれからになるわけでございますけれども、一つ委員に申し上げておきたいことは、確かに三十条二項に各法人ごとの中期計画に財産処分のことについて盛り込むというふうになっておりますが、今現在、中期計画が既にあるものについて、そこを見直す必要があるか。そこについては経過措置を設けておりまして、今あるものについてはそのまま、そして今後中期計画がロールオーバーする時期に盛り込んでいく、こういうことでございます。
○橘（慶）委員　そういう経過規定だということはわかります。しかし、そういうことも考えますと、やはり独法制度というのはずっと続いていくような気もいたしますし、そうすれば、先ほどの監事の問題とか評価委員会の問題ももう少し違う答えがあってもいいかな、そんな気もまた行きつ戻りついたします。
　それはそれとして、独法百四法人の、先ほども言われた財産の中の国債の話、重野議員と原口大臣のやりとりもあったわけで、国債で国債を買うのはおかしいというお話もそのとおりだと思いますが、ちなみにこの百四法人が保有する国債の残高は全体でどの程度になっているのか、お示しいただきたいと思います。
○戸塚政府参考人　お答えいたします。
　時点は平成二十年度末現在でございますが、独立行政法人が保有していた国債の残高は、平成二十一年度中に廃止された法人の分を除きまして、四兆五千四百九十八億円でございます。
○橘（慶）委員　四兆五千億円という数字が出ました。通告しておりませんが、原口大臣、またここで一応コメントをいただきましょうか。

○原口国務大臣　まさに先ほど重野委員にもお答えをいたしましたけれども、国債で国債を買う、まあ、タコがタコの足を食べる、それがひいては不透明な随意契約、あるいは天下り、そして国民からの批判という形になっていく、これを改めなきゃいけないと思っています。

今、委員の御質問をずっと伺っていて、一番大事なことは、ＰＤＣＡのサイクルが成り立っているかどうかということなんです。つまり、ガバナンスがしっかりときいているかどうか、ここに着目をしてやるべきだと思いますし、国債の保有といっても、国債もリスクがあるわけでございまして、このリスクについてもしっかりと管理をしていくことが必要である、このように考えております。

○橘（慶）委員　ありがとうございます。このＰＤＣＡサイクルをどう組むかということが今回の法案、衆法、閣法のこの議論のやはり一番大事なポイントではないか。よろしくお願いしたいと思います。

先へ進みます。

第四十六条の二におきまして、金銭以外の不要財産、いわゆる不動産とかそういうものになると思いますが、基本として現物納付である、主務大臣の認可を受ける場合は現金化して納付すると。こういう、現物納付が基本、認可を受ける場合は現金化して納付ということになるわけですが、現物納付を受け付ける場合、あるいは現金化して納付を受け付ける場合の基準、少し技術的ですが、どのようにお考えであるかお示しください。

○階大臣政務官　お答えいたします。

確かに、委員御指摘のとおり、条文上は現物納付が基本というふうに読めるわけでございますけれども、運用上は、不要財産の国庫納付の方法を決めるときに主務大臣が財務大臣と協議して決めることになっております。その際、どういうポイントがあるかといいますと、現物を仮に選択したとした場合、国の用途への転用が必要かどうか、また、現物を納付した場合、他の国有財産と一体的に処分できたりして、国で処分する方が有利と言えるかどうか、こういったことをもとにして、もし今の条件が満たされるのであれば現物納付ですけれども、それ以外は広く現金納付を選択することになると思います。

○橘（慶）委員　このあたりが法律のおもしろいところでありまして、本当は現金納付してもらった方が、当然国庫として、国としてもいいわけですが、書き込み上は現物納付を基本にしないといけない、こういうことかと思います。

現金化して納付する額というのは、これはさまざまで、予算化は当然されていないわけで、これからのことですから、歳入になった段階で入ってくるということでしょうけれども、一応二十二年度の、先日、厚生労働省さんも少し何か不要財産の処分のようなことを言っておられましたけれども、もし、これくらいは頑張りたい、そういう見込みがあればお示しください。

○階大臣政務官　今のお話ですけれども、二十二年度中の納付の見込みということなんですが、既にお示ししているのは六千四百四十八億円、これが今回の通則法改正による返納分。それ以外に、九月になりますと総務省所管の平和祈念事業特別基金が解散になる予定でございまして、こちらの出資金二百億円というのが国庫納付される見込みです。

それから、現物のままで納付されるものとして九百八十七億円ということでございますが、プラスアルファがあるかどうかということについては、事業仕分けの結果を踏まえてまた数字が出てくるかと思っております。

○橘（慶）委員　もう一問でありますけれども、この法四十六条の二第二項では、いわゆる現金化をした際に、「主務大臣が定める基準により算定した金額」という形で、何かその法人の方にお金が残るようにも読める規定になっているわけですが、この辺は透明化の観点でどんな基準で考えておられるのか、ここで一応お伺いしておきたいと思います。

○階大臣政務官　四十六条の二第二項の主務大臣が定める基準ですけれども、そんなに複雑なことは考えておりませんで、譲渡収入から譲渡に要した手数料等の費用を控除した後のものを算定した金額とすることを考えております。

○橘（慶）委員　特段残すということはないというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

あと、独法の全法人の国の出資額、民間等出資額。これは、民間等出資のものは民間の方へお返しになるということもあったものですから、民間と地方公共団体が入ると思いますが、それぞれについて総額を一応参考のため

聞かせていただきたいと思います。
○戸塚政府参考人　お答えいたします。
　平成二十年度末現在における出資額でございますが、平成二十一年度中に廃止された法人の分を除きまして、政府出資の額は二十四兆六千七百三十九億円、民間等の出資は一兆三千五百二十六億円でございます。
○橘（慶）委員　ありがとうございます。
　ほとんど国庫ということですが、これをどういうふうに整理していくかということがこれから課題かと思います。
　あと二点閣法でお伺いしておきたいんですが、これも少し技術的ですけれども、国立美術館、国立文化財機構についても、保有する美術品や有形文化財に不要財産に該当するものが存在する想定での法改正となっております。しかし、美術館や文化財機構に不要な美術品とか有形文化財というのも、何かよくわからないお話だと思うんですが、そんなものがあるんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。
○高井大臣政務官　現時点におきまして、独立行政法人国立美術館と独立行政法人国立文化財機構が保有する美術品や有形文化財に、この法案の第八条三項に規定する不要財産に該当するものは存在しないというふうに考えております。
　この独立行政法人国立美術館と国立文化財機構は、各法人が美術館や有形文化財を処分する場合に、その保存及び活用に資する場合でなければ文部科学大臣は認可してはならないというふうに定めておりまして、本法案の附則ではその規定を一部改正することとはしておりますけれども、これはその対象となる重要財産の範囲を変更するというものではなく、この不要財産の規定の新設に伴って単に所要の規定の整備を行うものでございまして、不要財産に該当するものは存在しないということでございます。
○橘（慶）委員　これは確認で、安心するわけですが、多分、不要財産になるときはその美術館がなくなるときだと思うので、そういう事業仕分けもないんだろうと私は思いますけれども、よろしくお願いします。
　それから、独法情報通信研究機構の衛星放送受信対策基金三十億円につきまして、これを廃止して国庫納付ということになったわけであります。しかし、今、非常に気にかかる、総務委員会としても気にかかる部分でありまして、この事業についての今後の代替的な財源措置がどうなっているのか、確認させてください。
○内藤副大臣　御質問ありがとうございます。
　まず、委員のお父様には日ロ協会で大変お世話になっております。この場をおかりしまして御礼を申し上げます。
　さて、委員の御質問でございますが、今、運用益を充てて行っている事業が二つございます。一つは衛星放送受信設備設置助成事業、そして、二つ目は通信・放送身体障害者利用円滑化事業でございます。
　まず、前者は、例えばＮＨＫすら見られないようなところに対して受信設備を設置する、そのことに対する助成でございます。これについては、今回、基金の廃止に伴って一億八百万円を一般会計で予算措置をしているところでございます。
　そして、後者、通信・放送身体障害者利用円滑化事業でございますが、これは、目の見えない方に対して、あるいは耳の聞こえない方に対して、字幕だとかあるいは解説放送を充実させるというものでございます。これについては、代替措置として、この基金廃止に伴うものとしては五百万。しかし、この重要性にかんがみて平成九年度から一般会計でずっと措置を続けておりますが、それが今年度では四億数千万円になります、合わせて四億三千万円をその措置に充てるということで措置をしているところでございます。
　以上でございます。
○橘（慶）委員　これだけ返納していただいて一億円ちょっと入れていくということですから、まあ、それで割には合うんだろうと思います。返還額に対して、また今度、年度年度で措置する額が大きいと余り意味をなさないわけですが、これくらいであれば大丈夫ということで確認をさせていただきました。
　以上、閣法について質問させていただいて、残りの時間は、雇用促進住宅、雇用・能力開発機構の問題になるわけでありますけれども、雇用促進住宅の取り扱いについては、やはり地方でもいろいろと、各自治体の関心のあるところでありますので、せっかくきょう山井政務官さん初め皆さんに来ていただいておりますので、きょうの

この時間で確認、あるいはお答えをいただきたいと思います。

この雇用促進住宅については、規制改革推進のための三カ年計画によりまして、「遅くとも平成三十三年度までにすべての処理を完了する。」ということにされていまして、独法整理合理化計画、これは今凍結になっているわけですが、全住宅数の二分の一程度に前倒しして廃止決定するということになって、平成二十年四月一日までに七百八十四住宅について廃止決定、新規入居の停止ということになっているわけであります。

この七百八十四住宅における現在の処分状況についてお伺いいたします。

○山田政府参考人　お答え申し上げます。

雇用促進住宅について、譲渡、廃止を開始した平成十三年度から平成二十一年度までに百二十六の住宅の譲渡、廃止を完了したところでございます。その内訳でございますが、地方公共団体等への譲渡が百八、民間等への一般競争入札による売却が三住宅、入居者の退去が完了して空き家または更地化したものが十四住宅、借地上に存在したために更地後土地を返還したものが一住宅となってございます。

○橘（慶）委員　ありがとうございます。

平成二十二年度以降に残る六百九十八住宅についての処分の見込み及び対処方針についてお伺いいたします。

○山田政府参考人　残る住宅につきましても、遅くとも平成三十三年度までにすべての処理を完了するとしました規制改革推進のための三カ年計画を踏まえまして、既に廃止決定した住宅の譲渡、廃止の状況等も勘案しながら、順次、廃止決定していくこととしております。

○橘（慶）委員　ありがとうございます。

一応、まだ先は長いわけですけれども、既に廃止決定されているもの、まだ廃止決定されていないもの、それぞれについて処分は進めていくということですが、現実問題、なかなか簡単ではない部分もあるかと思います。

そして、平成二十年十二月二十六日、いわゆるリーマン・ショック以降、離職に伴い住居を喪失した求職者に対して、廃止決定住宅も含めて雇用促進住宅を活用ということで緊急一時入居ということが始まったわけであります。それから一年と三カ月たちました。この緊急一時入居の決定件数、そしてまた、現在入居されている戸数をお伺いしたいと思います。また、廃止決定住宅に入居されている戸数についてもお伺いいたします。

○山田政府参考人　緊急一時入居の入居決定件数でございますが、制度を創設いたしました平成二十年十二月十五日以来、平成二十二年の四月九日までの累計で九千七十三件となっております。

また、平成二十二年二月末時点の入居件数、これが五千七十九件でございます。うち、廃止決定住宅への入居件数は千八百二十七件となってございます。

○橘（慶）委員　最初の方針が決まってから大きな事情変更があったということでもありますけれども、廃止決定住宅でも、入っていただきますとなかなか処分が当然進まない。それはそれで一つの理屈は立つわけでありますけれども、この緊急一時入居、大変大事な制度ということでやっておられると思いますが、今のところ、今後いつまで継続される見通しであるか、お伺いしたいと思います。

○山田政府参考人　いつまで実施するかということにつきましては、まさに今後の雇用失業情勢いかん、あるいは、この住宅の緊急一時入居の活用状況等々を踏まえて判断をするということになろうかと思います。

○橘（慶）委員　もう少し事態の推移を見たいということかと思います。

また廃止決定住宅の方に戻りますが、こちらについては、本当は平成二十一年四月一日から入居者の退去を求める手続を開始するという予定で組んでおられたわけですが、この事情変更の中で少なくとも三年間は延期する、こういうことになっておるわけであります。

政府として今後どのように対処されていくのか、今後の方針について、これは山井政務官になると思いますが、お願いします。

○山井大臣政務官　橘委員にお答え申し上げます。

平成二十年四月までに廃止決定された住宅については順次退去手続を開始することとしておりましたが、一昨年十二月から緊急一時入居に活用することとしたことに伴い、御指摘のとおり、昨年四月から少なくとも三年間は退去手続を延期することとしたところであります。

その再開の時期については、先ほども次長からも答弁がございましたけれども、今後、雇用失業情勢等を勘案

し、この方針を判断してまいります。
○橘（慶）委員　今はまだなかなか決まらないという感じかと思いますが、ここで、雇用促進住宅については、先ほど最初にお話がありましたように、民間売却もありますが、かなり地方公共団体に受けていただいている、百八受けているという形で先ほど御答弁があったわけであります。
　ただ、実は、市町村で受け入れた場合に、当然成り立ちが違うわけでありまして、いわゆる公営住宅としてのスペックといいますか、設備の基準とは合致しない、あるいは入居されている方の入居条件も違うというようなことがありまして、公営住宅として取り扱えないケースもあります。そうなりますと、結局、市町村ではいわゆる公共事業の方でこれを対応できないということになりまして、そこで二の足を踏むという場合もあるわけであります。
　この点、もし雇用促進住宅の処理を促進されたいということであれば、例えば公営住宅として受け入れる基準の弾力化、あるいは住宅交付金の対象にもすれば、言ってみれば、厚生労働省さんと国土交通省さんが連携を図られればこの点についてはさらに前進があるのではないか、こんな感じも外部から見てするわけでありますけれども、このあたりについてのお考えを両省からそれぞれお伺いしたいと思います。
○井上政府参考人　お答え申し上げます。
　御指摘の公営住宅の整備基準でございますが、この国会に提出をされております地域主権推進一括法案の中で、従来、国が定めることとしておりました設備等の整備基準と入居収入基準、いずれにつきましても条例にゆだねるということで盛り込んでございまして、この法案が成立いたしますれば、非常に自由度の高い形で御活用いただけるのではないかと思います。
　また、交付金につきまして、従来、地域住宅交付金ということで支援をしてまいりましたけれども、二十二年度予算では、ほかの交付金と統合いたしまして社会資本整備総合交付金ということになっておりますけれども、この中でも引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。
　厚労省と連携をしまして、地域にニーズがあるということが前提になると思いますけれども、公共団体の取り組みに対しまして的確に支援をしてまいりたいと思います。
○山田政府参考人　ただいま国交省さんの方からもありました、さまざまな柔軟な対応ということを厚労省の方でも受けとめまして、その国交省からいただいた情報というものを市町村との譲渡協議の際に有効に活用できるように情報を通知等々でやることによって譲渡の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。
　いずれにいたしましても、国交省と連携を深めながらやってまいりたいというふうに考えております。
○橘（慶）委員　機構の取り扱い自体が今から大変大事な時期にも入ってまいりますし、この雇用促進住宅は、一面、住まいとして大変大事なもので、使い勝手もまだまだある部分もあります、ぜひいい形で建物を活用できるところは活用したらいい。そういった中で、ぜひ両省で連携をとっていただいて、入居者の方も含めて、よりいい解決ができるように引き続きよろしくお願いしたいと思います。
　ここで最後に確認の意味で、二十一年度末、ちょっと数字は四月に入って変わったかもしれません、まだ千四百十五住宅が残っておるという現状であります。一応、三十三年度までに処理完了という当初の方針について、山井政務官の方に、今後どう取り組まれるか、最後にお伺いいたします。
○山井大臣政務官　橘委員にお答えを申し上げます。
　雇用促進住宅については、就職に当たって転居が必要な方のための宿舎の整備という従来の役割が終わったことから、一連の閣議決定等で平成三十三年度までの譲渡、廃止のための取り組みを進めることとされていますが、この方針を変更することは考えておりませんが、退去手続の再開を含め、平成三十三年度に向けての取り組みのあり方等については、今後の雇用失業情勢等を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。
○橘（慶）委員　この点は公共団体さんも非常に関心の高いところであったので、きょうは現状をいろいろ聞かせていただきましたので、また雇用情勢等を見ながらよりいい形になるようにお願いしたいと思います。
　もう少しお時間を持っておりますので、次回に送ろうとしておった部分に少し戻しまして、原口大臣は今ちょっといらっしゃいませんので、平成十九年度の閣議決定の中で、先ほどは万国博覧会記念機構等幾つかの法人の取り扱いということでお伺いしましたが、閣議決定から変わっていったところについて、お考えのあり方、ある

いは今後の取り扱いについて確認をしておきたいと思います。

閣議決定では、特に平成二十一年十二月の閣議決定で、さきに十九年の決定で予定されておりました、森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務で二千四十一人の方がいらっしゃるわけです、それから、国交省の気象研究所で百七十四人いらっしゃるわけであります、これを非公務員型独法化ということを予定されておったわけですが、凍結をされたということであります。今後の取り扱いについて今どう考えておられるのか、お伺いします。

○大島副大臣　お答えをいたします。

平成二十二年度に予定されておりました国有林野事業及び気象研究所の非公務員型独法化については、新たな政権のもとで独立行政法人の抜本的な見直しを行うこととしたため、この見直しを踏まえることが必要であることから行わないこととなったものと承知をしております。

独立行政法人については、先ほど述べました事業仕分け第二弾の評価結果等を踏まえて、制度の抜本的な見直しを進めることとしております。御指摘の国有林野事業及び気象研究所の取り扱いについては、その結果などを踏まえ、必要に応じて改めて検討がなされることになるものと考えております。

以上です。

○橘（慶）委員　もう一つお伺いしてからこちらの考えも少し申し上げてみたいですが、統計センターは独法ですが、これも非公務員化ということを予定されておったわけですが、これも凍結ということでいくのでしょうか。

○渡辺副大臣　私も、先日、統計センターに行ってまいりました。これは、行政刷新会議における検討、昨年の独立行政法人の見直しに関する閣議決定も踏まえて今後のあり方を考えていくことにしております。

御存じのとおり、とにかく似たような産業統計や生活統計というのが多いんですね。数と質を減らさないで今まで二つ統計をとったけれども、一回統計をとって二つのデータが集められればいいわけでございまして、こういうまさに合理化、それから民間でできるものはどこまで民間でできるか、こうしたことを把握した上で抜本的な改革を考えていきたい、そういうふうに考えております。

○橘（慶）委員　そこで、この二つ、先ほどの独法三つもそうなんですけれども、多分、こういったことが閣議決定に上がってくるということであれば、先に関係者の方々との話し合い、あるいは、働いておられる方々もありますので、そういったところとの話し合いというのもある程度詰めたからこそ閣議決定ということではないかと思うわけです。それをとめるということになると、時間軸という意味では手戻りといいますか、あるいは汗をかいた部分が、言ってみれば、何か一たん宙に浮くようなことになるような気がするわけですが、この辺について、これは通告外かもしれませんが、お感じになっているところ、あるいは、そうじゃなくて、それは一歩後退、二歩前進で乗り越えていくのか、その辺のお考えについてお伺いしておきたいと思います。

○原口国務大臣　委員がおっしゃるように、雇用されている方の不安を招かないというのは極めて大事だと思います。

そこで、私たちは、ガバナンス自体のチェックをしながら、これは独法として残すのか、それとも民間でやる方がいいのか。特に統計センターの場合、統計に対する重要性というのはこれまで以上に増しています。ことし私たちは国勢調査をやるわけですけれども、その重要性と、今までのやり方、今副大臣がお答えをしましたように、いろいろなところがやっている、政府でもさまざまなところに統計の部署があるわけでございます、そういったものを統合する、あるいはＩＣＴ化により統計のとり方そのものも変えていく、そういったことも大事だと思います。

今、ＧＰＩＦ、きょう山井政務官が来ておりますけれども、この運用のあり方についても議論をしています。キャッシュマネジメントということで、もし国債だけで運用するのであれば、八十人のあの独法は、その存立はまた別の形があると思います。

ただ、本当に今議論をされて、きのうは、責任投資という考え方、グリーンや地域のきずなやさまざまな世界の貧困に対して投資を行っていくんだという新たな考え方も出されましたけれども、そういう考え方からすると、今度は逆に重要性は増してくるわけでございまして、まずは責任と役割についてしっかりと仕分けをしながら、雇用の不安のないような計画的なビジョンのある改革を行ってまいりたい、このように考えています。

○橘（慶）委員　今大臣がおっしゃったように、それぞれに国としていろいろな視点から当然考えていかれるわけですが、やはりそこで働いている方、そこで頑張っている方々の不安ということになってもいけない。ある意味で、見通しといいますか、これからこういうふうになるんだというビジョン、よく言われる工程表とか、こういったものは当然地域主権の方ではお持ちになっているということが大事じゃないかと思います。

ちょっと質問が前後しましたが、そんな意味では、この独法改革ということについて、衆法と違う形での、あるいは前内閣で提出されたものからある部分をそぎ落とした形での、財産処分の部分を先行させるということにされたわけですが、事業仕分けを通じて云々ということはあるわけですけれども、例えば来年の通常国会ではどうするんだとか、やはりある程度そういった見取り図というか見通しがないと、四年後、正確に言うと三年半ぐらいかもしれませんが、それでは何か時計がとまったままのような感じもいたします。この辺について、どのようなスケジュールでこのことについて取り組まれるのか、もう少し明確にならないものでしょうか。

○原口国務大臣　橘委員が御指摘のところは大変大事だと思っています。

この三年半の間で何をやるのか。まずは、独法そのものについて行政刷新会議における事業仕分けを行います。そして、これが本当に独法で行うべきなのかそうでないのか、あるいは、キャッシュマネジメントという考え方やガバナンスという考え方を入れて、そして、どうあるべきかというのを約一年ぐらいかけて議論をする。

そして、同時にやれることはたくさんあるわけでございます。今回、評価のシステムについても御提案をいただいておりますけれども、そういう評価のシステム、あるいはＰＤＣＡサイクルがどのように成り立っていくのか、監視をどのようにやっていくのか。

実際に随意契約はもうなくなりましたということを私たちはかつて聞いておったわけですが、結果は、その随意契約が一社入札に置きかわっていただけであったという部分も否めないところでございまして、こういうＰＤＣＡのサイクルを見ながら、今回、六月ぐらいまでに出てくる事業仕分けの結果を経て、工程表を、これは働く人たちとも御意見を聞きながらつくってまいりたいというふうに考えております。

○橘（慶）委員　工程表を六月までにということで聞かせていただいたので、それはまた見せていただくわけですが。

あとは、ＰＤＣＡサイクルの部分で、今おっしゃったように、それをどう練っていくかということについては、実はそれぞれの法人のあり方ということではなくて、その法人が、結局、今皆さん方がおっしゃっている、民間に行くもの、あるいは国に行くもの、いろいろあるということでありますが、しかし、法人として今存在している以上、それについてのガバナンスということをより強化するというのは、やはり一理あると私は思うわけであります。

先ほどから出ている、監事の権能を強化するとか、あるいは評価委員会のあり方を変えるとか、そういったことについては決してゼロベースということとは矛盾しないように私は思うわけですが、済みません、これも通告外ですが、ここでもう一度お願いします。

○原口国務大臣　だれがどの権限において何を評価するかというのは極めて大事だと思います。

また、各省においても、先ほど少しお話をしましたけれども、人員管理を今私たちは政府の中で議論をしていますけれども、そのもととなるデータがどれぐらいあるのか、あるいは、これは道路のところでも申し上げましたけれども、実際に道路台帳や橋梁台帳というものをもし持っていないとすれば、それはどのようにメンテをするかどうかもわからないわけで、私たちは、まずは基礎的なデータ、先ほどから御議論がございますように、ファミリー企業との関係、公会計制度ももう変えようと考えているんです、つまり、会計を見れば、数字を見ればこの独法の全体はすべてわかるというのが普通のガバナンスだと思います。そのガバナンスに必要なものをまずそろえて、今おっしゃるような評価のもととなることを洗い出していくのが大事だと思っておりまして、その後、だれがどのように評価をしていくかということも並行に考えてまいりたい、このように思います。

○橘（慶）委員　しかし、そうはいっても、法人が今現在あるわけで、それをちょっとでも前へ進める、よりいいものにしていくというときには、衆法のような考え方も十分ある、あるいはそうした方がいいんじゃないかという立場に私はあるわけですけれども、この辺は、もう少し観点を変えながら、質問を小分けにしてまたお伺いしたいと思います。

きょうのところは、あと二つ聞かせていただきたいと思います。

一つは、これからの独法制度のあり方ということになった場合には、やはり、いろいろな独法の中に機能を持っていると思います、試験研究的なものもあれば、ある役務を提供するものもあれば、あるいは基金的なものとか、いろいろあると思います。そういった部分についてはある程度機能別に類型化をして検討していくべきではないか、このようにも思うわけですが、これは事業仕分けあるいはこれからの工程表とも絡むわけですけれども、今お考えになっているところをお示しください。

○原口国務大臣　おっしゃるように、独法にはさまざまな形態がございます。先ほど申し上げましたような、ＮＩＣＴのような世界最先端の研究をやっているところもあれば、私どもからするとちょっと厳しいなということで追及をした、財団法人駐車場整備機構のようなものもございます。

その中で、やはり独法のガバナンス、それから、例えば物件費でもって人件費を見ている部分があったり、あるいは、運営費交付金という形が非常に不透明で、ある独法においては物すごく厳しい歳出削減努力をする一方で、ある独法については非常に不透明な、なぜこれがこんな数字になっているのかということを聞いてもなかなか答えが返ってこないというものもございます。

さまざまな観点から、今回、事業仕分けを効率性あるいは透明性、公開性というところでやるわけですけれども、準備の段階から今委員がおっしゃったような論点を国民の皆さんにお示しをしながら、さまざまな公開と説明責任の責めをしっかりと負えるような形で独法改革を行ってまいりたい、このように思います。

○橘（慶）委員　それでは、最後の質問とさせていただきます。

実は、今回、この法案担当が枝野大臣であり、また原口大臣でもある、いわゆる行政刷新会議もかかわる、行政改革推進本部もかかわる、もちろん総務省さんとしても行政評価局でかかわっている。場所的にいいますと、第二号館と第四号館と、そして総理府ということになっているわけでありまして、かなり司令塔がいろいろになってきているような気もしないでもありません。今後、この辺はどこがどうやって、どういう司令塔でいくのかという一つの考え方で、そうしないと非常に内閣府が混線してくるんじゃないかな。言ってみれば、内閣委員会と総務委員会、どっちがどっちなのよという感じがしないでもありません。

この辺、今どうされていきたいのか、それだけ最後にお伺いしたいと思います。

○原口国務大臣　内閣府の特命担当大臣でございます行政刷新担当、枝野大臣のところへ私たち総務省からも行政評価局を中心に今応援を出しているところでございます。つまり、鳩山総理の強力なリーダーシップのもとで、枝野行政刷新担当大臣と、今のエポックメーキングな、つまり政治主導の政策をやっていく、これが行政刷新担当の役割でございます。

私たちは、恒常的な、総務省としての横ぐしの、これまで積み上げた成果がございます。また、この間、総務省の行政評価局そのものの仕事も、行政刷新の第一次の事業仕分けに仕分けられるということにもなりました。幸いなことに、行政評価局だけと言っていいでしょう、もっと頑張れという御評価をいただいたわけでございますが、この総務省の横ぐしの機能、そして、まだ私はこれでも足りているとは思っていません、今、半分ぐらいを行政評価局は消えた年金の第三者委員会に割かれているわけでございまして、これは厚労省ともお話をして、できるだけ早く解決をして、そして本来の行政評価機能をさらにマンパワーを付与することによって強化してまいりたい、このように考えています。

○橘（慶）委員　考え方はわかるんですが、ぜひ二階建て、三階建てにならないように、そしてまた、より評価のための評価にならないようなことをということについては、枝野大臣もいらっしゃるところでさらに議論させていただき、確認もさせていただきたいと思いますが、きょうのところはここまでで、お昼にかかって申しわけありませんでした。

どうもきょうはありがとうございました。